

部活動地域支援者活用事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、中学校および高等学校（以下「中学校等」という。）の各種部活動に、専門的な技術指導ができる部活動地域支援者（以下「支援者」という。）を配置し、学校教育の一環である部活動の充実および技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援者を配置できる学校の部活動要件)

第2条 支援者の配置対象となる学校の部活動の要件は、部活動の種目によらず、顧問教員の専門的知識や経験を踏まえ、技術指導面で特に支援が必要な学校の部活動、または、部員数が多いなど顧問教員以外の指導者の補完が必要な学校の部活動とする。

2 支援者は、部活動ごとに配置することとし、同一校において複数の部活動に配置することを妨げない。

(支援者の要件)

第3条 支援者は、指導する種目において、指導資格、審判資格等を有する者またはこれらの資格取得を目指す者もしくはこれに準ずる者とする。

(支援者の配置)

第4条 支援者の配置を希望する学校長は、別に定める希望調書を指定する期日までに教育長へ提出する。教育長は、予算の範囲内で配置校および年間総活動回数を決し、その結果を学校長へ通知する。

2 配置校の学校長は、前条の要件を満たす者を選定し支援者として配置することとするが、配置決定をした部活動において複数の支援者を配置することを妨げない。

3 前項の規定により支援者を配置する場合は、第6条に規定する1人1回あたりの謝礼額を変えることなく、各学校に配分された年間総活動回数の範囲内において、活動日および回数を調整し実施することとする。

(支援者の活動時間等)

第5条 支援者の活動時間は、放課後、土曜日、日曜日、祝日および中学校等の長期休業期間とするが、学校に配分された年間総活動回数の範囲内において、支援

者との日程調整等により、学校長が柔軟に設定するものとする。

2 前項に規定する活動時間は、市立学校に係る部活動の方針で規定する1日の活動時間を1日あたりの上限とする。

(支援者への謝礼)

第6条 支援者への謝礼は、1人1回あたり2,000円(通勤費込)とし、1か月ごとに支払うものとする。

2 配置校の学校長は、毎月5日までに、別に定める活用報告書を教育長へ提出するものとする。

3 謝礼の対象となる活動は、第4条第2項において決定した部活動での活動に限るものとする。

(保険の加入)

第7条 支援者は、活動中および活動のための移動中の事故、災害等に対応するため、傷害保険等に加入することとし、費用の負担および手続き等は教育長が行う。

(支援者活用にかかる留意事項)

第8条 配置校の学校長は、当該事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事項について十分留意するものとする。

(1) 部活動は学校の教育活動の一環であることから、学校および顧問教員と支援者は打ち合わせ等を十分に行い、学校の教育目標や経営方針に基づいた指導となるよう共通理解を図ること。

(2) 技術の向上だけでなく、生徒指導や礼儀、人間関係の醸成等についても十分な指導を行うこと。

(3) 顧問教員の指導経験等が十分でない場合等においても、支援者は学校の指導方針に則り顧問教員を補佐すること。

(4) 原則、顧問教員不在時は支援者だけで指導を行わないこと。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。